

国立研究開発法人産業技術総合研究所育児休業、介護休業等に関する規程

制定 平成20年4月1日 20規程第12号

(17規程第23号の全部改正)

最終改正 令和7年3月28日 令06規程第48号 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 育児休業等
 - 第1節 育児休業（第4条－第10条）
 - 第2節 育児短時間勤務（第11条－第17条）
 - 第3節 託児時間（第18条－第20条）
 - 第4節 育児時差出勤（第20条の2・第20条の3）
- 第3章 介護休業等
 - 第1節 介護休業（第21条－第25条）
 - 第2節 介護部分休業（第25条の2－第26条）
 - 第3節 介護時間（第26条の2－第26条の4）
 - 第4節 介護時差出勤（第26条の5・第26条の6）
- 第4章 所定外、時間外及び深夜労働の制限（第27条－第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第31条の規定及び国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号。以下「任期付職員就業規則」という。）第32条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の職員の育児休業、育児短時間勤務、託児時間、介護休業及び介護部分休業等について必要な事項を定めるものとする。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのない事項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 育児休業 職員が同居している当該職員の3歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。
- 二 育児休業期間 職員が育児休業をすることができる期間をいう。
- 三 育児短時間勤務 職員が同居している当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、職員就業規則第17条又は任期付職員就業規則第18条に規定する所定労働時間を短縮し、当該職員が申し出た日及び時間帯において勤務することをいう。
- 四 育児短時間勤務期間 職員が育児短時間勤務をすることができる期間をいう。
- 五 託児時間 職員就業規則第18条又は任期付職員就業規則第19条に規定する標準時間制（以下「標準時間制」という。）により勤務する職員が同居している当該職員の中学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、職員就業規則第18条若しくは任期付職員就業規則第19条に規定する始業時刻（以下「始業時刻」という。）から連続し、又は職員就業規則第18条若しくは任期付職員就業規則第19条に規定する終業時刻（以下「終業時刻」という。）まで連続した時間において、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として勤務しない時間をいう。
- 六 育児時差出勤 標準時間制により勤務する職員が同居している当該職員の3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、始業時刻及び終業時刻を30分繰り上げ又は繰り下げをいう。
- 七 要介護状態 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態をいう。
- 八 家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母並びに職員と同居している者であって父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子をいう。
- 九 要介護者 職員の家族であって要介護状態にある者をいう。
- 十 介護休業 職員が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する要介護状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない介護休業申出期間の全日にわたり行う休業をいう。
- 十一 介護部分休業 職員が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する要介護状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない介護部分休業申請の期間内において、1日又は1時間を単位として行う休業をいう。なお、1時間を単位とする介護部分休業は、標準時間制により勤務する職員のみ申請できるものとし、1日を通じ、始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続する介護に必要とされる時間とする。
- 十二 介護時間 標準時間制により勤務する職員が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する要介護状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護部分休業期間と重複する期間を除く。）内において、始業時刻から連続し、又は終業時刻まで連続した時間において、1日を通じて2時間を超えない範囲内

で、職員の介護の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として勤務しない時間をいう。

十三 介護時差出勤 標準時間制により勤務する職員が、要介護者の介護をするため、始業時刻及び終業時刻を30分繰り上げ又は繰り下げをいう。

十四 出生時育児休業 育児休業のうち、当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、職員（当該期間内に職員就業規則第33条第2項又は任期付職員就業規則第34条第2項に定める就業制限（以下「産後の就業制限」という。）を受けた者を除く。）が当該子を養育するためにする休業をいう。

第2章 育児休業等

第1節 育児休業

（育児休業の申出）

第4条 職員は、育児休業をしようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）、末日（以下「育児休業終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める育児休業申出書（以下「育児休業申出書」という。）により、理事長に育児休業開始予定日の2週間前までに申し出ること（以下「育児休業申出」という。）によって、育児休業をすることができる。ただし、当該育児休業に係る子について既に2回の育児休業（出生時育児休業のうち最初のもの及び2回目ものを除く。）をしたことがある職員で、当該育児休業を開始した日に養育していた子（養育していた子が複数いる場合は、そのすべての子）については、次に掲げる事情が認められないときは、当該育児休業申出をすることができない。

一 職員就業規則第27条第1項第6号若しくは任期付職員就業規則第28条第1項第6号に定める特別休暇（以下「産前休暇」という。）又は産後の就業制限が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該産前休暇若しくは産後の就業制限又は当該産前休暇中に出産した子に係る育児休業期間が終了する日までに、当該子のすべてが、次に掲げるいずれかの事項に該当するに至ったとき。

イ 死亡したとき。

ロ 養子となったことその他の事情により当該職員と同居しないこととなったとき。

二 新たな育児休業期間（以下「新育児休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新育児休業期間が終了する日までに、当該新育児休業期間の育児休業に係る子のすべてが、前号のイ又はロのいずれかの事項に該当するに至ったとき。

三 第21条の規定により介護休業をすることができる期間（以下「介護休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る家族と当該介護休業

をした職員との親族関係が消滅するに至ったとき。

四 (削除)

五 配偶者が死亡したとき。

六 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

七 婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。

八 この項の規定による育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

九 この項の規定による育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

(育児休業申出があった場合における理事長の義務等)

第4条の2 理事長は、職員からの育児休業申出があったときは、当該育児休業申出を拒むことができない。ただし、育児・介護休業法第6条第1項ただし書に基づく協定を締結した場合であって、当該協定で育児休業をすることができないものとして定められた職員からの育児休業申出があった場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において、理事長にその育児休業申出を拒まれた職員は、前条の規定にかかわらず、育児休業をすることができない。

3 理事長は、育児休業申出があった場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日(以下この項において「2週間経過日」という。)前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日(当該育児休業申出があった日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合にあっては、当該2週間経過日前の日で当該育児休業申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日)までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

一 出産予定日前に子が出生したこと。

二 配偶者が死亡したこと。

三 配偶者が負傷又は疾病により当該育児休業申出に係る子を養育することが困難となったこと。

四 配偶者が当該育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。

五 前条第8号又は同条第9号のいずれかに該当するに至ったとき。

4 理事長は、育児休業申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該育児休業申出をした職員に対して、医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類の提出を求めることができる。

5 育児休業申出の日より後に育児休業申出に係る子が出生したときは、育児休業申出をした職員は、出生後2週間以内に、当該子の氏名、生年月日及び育児休業をしようとする職員との続柄を書面により理事長に届け出なければならない。

6 理事長は、育児休業申出、次条第1項の規定による育児休業開始予定日の変更の申出、第

6条第1項の規定による育児休業申出の撤回の申出又は第7条の規定による育児休業終了予定日の変更の申出がされたときは、次に掲げる事項を職員に速やかに（第3項又は次条第2項の規定により育児休業開始予定日を指定する場合にあっては、当該育児休業開始予定日とされた日（その日が当該育児休業申出又は当該育児休業開始予定日の変更の申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあっては、当該3日を経過する日）までに）通知する。

- 一 育児休業申出、育児休業開始日の変更の申出、育児休業申出の撤回の申出又は育児休業終了予定日の変更の申出を受けた旨
- 二 育児休業開始予定日（第3項又は次条第2項の規定により理事長が指定する場合にあっては、当該理事長の指定する日）及び育児休業終了予定日（第7条の規定により育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日）
- 三 育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由
（育児休業開始予定日の変更）

第5条 育児休業申出をした職員は、その後当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日（前条第3項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、当該理事長が指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに、同項各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合には、育児休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日を1回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、当該育児休業申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「期間経過日」という。）前日であるときは、当該育児休業申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日（その日が当該育児休業申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日（前条第3項の規定による理事長の指定があった場合にあっては、理事長の指定した日。以下この項において同じ。）以後の日である場合にあっては、当該育児休業申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を育児休業開始予定日として指定することができる。

3 前項の指定は、変更後の当該育児休業開始予定日とされた日（その日が変更の申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあっては、当該3日を経過する日）までに、育児休業開始予定日として指定する日を記載した書面を変更の申出をした職員に交付することによって行う。

（育児休業申出の撤回等）

第6条 育児休業申出をした職員は、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日（第4条の2第3項又は前条第2項の規定による理事長の指定があった場合にあっては当該理事長の指定した日、前条第1項の規定により育児休業開始予定日に変更された場合にあってはその変更後の育児休業開始予定日とされた日。第3項において同じ。）の前日までは、育児休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児休業申出を撤回することができる。

- 2 前項の規定により育児休業申出を撤回した職員は、第4条第1項の規定の適用については、当該育児休業申出に係る育児休業をしたものとみなす。
- 3 第1項の規定により育児休業申出を撤回した職員は、前項の規定による育児休業申出の撤回に係る育児休業を含め、当該育児休業申出に係る子について既に2回の育児休業（出生時育児休業のうち最初のもの及び2回目ものを除く。）をした場合は、当該育児休業申出に係る子については、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合を除き、育児休業申出をすることができない。
 - 一 配偶者が死亡したこと。
 - 二 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。
 - 三 婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。
 - 四 第4条第8号又は同条第9号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 4 育児休業申出がされた後育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合は、当該育児休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、育児休業申出をした職員は、当該事項の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。
 - 一 育児休業申出に係る子が死亡したこと。
 - 二 育児休業申出に係る子が養子である場合において、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。
 - 三 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業申出をした職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
 - 四 育児休業申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が3歳に達する日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

（育児休業終了予定日の変更）

- 第7条** 育児休業申出をした職員は、当該申出に係る子の育児休業終了予定日の2週間前までに育児休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児休業申出に係る育児休業終了予定日を1回に限り当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。ただし、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じたことによって、当該育児休業申出に係る子について育児休業予定日を再度変更しなければその養育に著しい支障が生じる場合はこの限りではない。
- 一 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと。
 - 二 配偶者と別居したこと。
 - 三 その他育児休業終了予定日の変更の申出時に予測できなかった事由が生じたこと。
- 2 育児休業申出をした職員は、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じたときは、育児休業終了予定日の1月前までに、育児休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児休業申出に係る育児休業終了予定日を当該育児休業終了予定日とされた日前の日に変更す

ることができる。

一 当該申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、その実施が決定したとき。

二 その他育児休業申出時に予測できなかった事由が生じたとき。

3 理事長は、育児休業終了予定日の変更申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、保育所入所内定通知等その他の育児休業終了日が確認できる証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業期間の終了)

第8条 次に掲げるいずれかの事項が生じた場合には、育児休業期間は、当該事項の生じた日(第6号に掲げる事項が生じた場合にあっては、その前日)に終了するものとする。

一 育児休業終了予定日(前条の規定により当該育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日。以下同じ。)の前日までに育児休業に係る子が死亡したこと。

二 育児休業終了予定日の前日までに育児休業に係る子が養子である場合において、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。

三 育児休業終了予定日の前日までに育児休業に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児休業をしている職員と当該子とが同居しないこととなったこと。

四 育児休業終了予定日の前日までに育児休業申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により、当該育児休業に係る子が3歳に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

五 育児休業終了予定日の前日までに育児休業に係る子が3歳に達したこと。

六 育児休業申出をした職員が、産前休暇、産後の就業制限、介護休業又は新たな育児休業を始めたこと。

2 育児休業申出をした職員は、前項第1号から第5号までに掲げる事項が生じたときには、遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

(職務復帰)

第9条 育児休業をしている職員は、育児休業期間が満了したとき又は前条第1項各号に掲げる事項に該当することにより育児休業が終了したときは、職務に復帰するものとする。

(育児休業中の身分等)

第10条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第2節 育児短時間勤務

(育児短時間勤務の勤務時間)

第11条 育児短時間勤務をしようとする職員は、月曜日から金曜日までの5日間のうち3日以上を勤務日とし、各勤務日の勤務時間を1週間当たりの勤務時間が20時間以上30時間未満の範囲内で、次の各号に掲げる時間から選択するものとする。ただし、月曜日から金曜日までのすべての日を勤務日とする場合については、1週間当たりの勤務時間が30時間未満となるよう、選択するものとする。

一 始業時刻から職員就業規則第18条第1項各号又は任期付職員就業規則第19条1項各号に

規定する休憩時間（以下「休憩時間」という。）の開始時刻までの時間

二 休憩時間の終了時刻から終業時刻までの時間

三 始業時刻から終業時刻までの時間

（育児短時間勤務の申出）

第12条 職員は、育児短時間勤務をしようとする期間（1年以上1年以下の期間に限る。）の初日（以下「育児短時間勤務開始予定日」という。）及び末日（以下「育児短時間勤務終了予定日」という。）並びに前条の規定により選択した勤務の日及び勤務時間（以下「勤務時間」という。）を記載したDEI人事部長が別に定める育児短時間勤務申出書（以下「育児短時間勤務申出書」という。）により、理事長に育児短時間勤務開始予定日の2週間前までに申し出ること（以下「育児短時間勤務申出」という。）によって、育児短時間勤務をすることができる。ただし、既に育児短時間勤務をしたことがある職員は、当該育児短時間勤務を開始した日に養育していた子について、当該育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、次の各号に掲げるいずれかの事情が認められない場合は、育児短時間勤務申出をすることはできない。

一 産前休暇若しくは産後の就業制限又は当該産前休暇中に出産した子に係る育児休業期間若しくは育児短時間勤務が始まったことにより当該育児短時間勤務に係る育児短時間勤務期間が終了した場合であって、当該産前休暇若しくは産後の就業制限又は当該産前休暇中に出産した子に係る育児休業期間若しくは育児短時間勤務期間が終了する日までに、当該子のすべてが、次に掲げるいずれかの事項に該当するに至ったとき。

イ 死亡したとき。

ロ 養子となったことその他の事情により当該職員と同居しないこととなったとき。

二 育児短時間勤務期間が終了し、その翌日から新たな育児短時間勤務期間（以下「新育児短時間勤務期間」という。）が始まった場合であって、当該新育児短時間勤務期間が終了する日までに、当該新育児短時間勤務期間の育児短時間勤務に係る子のすべてが、前号イ又はロのいずれかの事項に該当するに至ったとき。

三 介護休業期間が始まったことにより当該育児短時間勤務に係る育児短時間勤務期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る家族と介護休業をした職員との親族関係が消滅するに至ったとき。

四 育児短時間勤務申出の際に、両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業等計画書により理事長に申し出た職員が当該育児短時間勤務申出に係る育児短時間勤務をし、当該育児短時間勤務の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したとき（この第5号の規定に該当したことにより当該子について既に育児短時間勤務をしたことがある場合を除く。）。

五 配偶者が死亡したとき。

六 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

七 婚姻の解消その他の事情により配偶者が当該育児短時間勤務に係る子と同居しないこととなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、育児短時間勤務申出があった場合において、当該育児短時間勤務申出に係る育児短時間勤務開始予定日とされた日が当該育児短時間勤務申出があった日の翌日から起算して2週間経過日前の日であるときは、当該育児短時間勤務開始予定日とされた日から当該2週間経過日（当該育児短時間勤務申出があった日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合にあっては、当該2週間経過日前の日で当該育児短時間勤務申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日）までの間のいずれかの日を当該育児短時間勤務開始予定日として指定することができる。

一 出産予定日前に子が出生したこと。

二 配偶者が死亡したこと。

三 配偶者が負傷又は疾病により当該育児短時間勤務申出に係る子を養育することが困難となったこと。

四 配偶者が当該育児短時間勤務申出に係る子と同居しないこととなったこと。

3 前項の指定は、当該育児短時間勤務開始予定日とされた日（その日が育児短時間勤務申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあっては、当該3日を経過する日）までに、育児短時間勤務開始予定日として指定する日を記載した書面を育児短時間勤務申出をした職員に交付することによって行う。

4 第4条の2第4項及び第5項の規定は、育児短時間勤務申出について準用する。

（育児短時間勤務開始予定日の変更及び育児短時間勤務申出の撤回等）

第13条 第5条及び第6条の規定は、育児短時間勤務開始予定日の変更及び育児短時間勤務申出の撤回等について準用する。この場合において、第6条第3項第4号中「3歳」とあるのは、「小学校就学の始期」と読み替えるものとする。

（育児短時間勤務の勤務時間の変更）

第14条 育児短時間勤務申出をした職員は、当該育児短時間勤務に係る勤務時間を変更しようとする日の1月前までに、育児短時間勤務申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児短時間勤務の勤務時間を1回に限り変更することができる。ただし、理事長が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（育児短時間勤務終了予定日の変更）

第15条 育児短時間勤務申出をした職員は、育児短時間勤務終了予定日の1月前までに、育児短時間勤務申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児短時間勤務申出に係る育児短時間勤務終了予定日を当該育児短時間勤務終了予定日とされた日後の日（育児短時間勤務終了予定日から1月を経過する日から1年を経過する日までのいずれかの日に限る。）に変更することができる。

（育児短時間勤務の終了）

第16条 育児短時間勤務終了予定日とされた日（前条の規定により当該育児短時間勤務終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の育児短時間勤務終了予定日とされた日）の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合には、育児短時間勤務期間は、

当該事項の生じた日（第6号に掲げる事項が生じた場合にあつては、その前日）に終了するものとする。

- 一 育児短時間勤務に係る子が死亡したこと。
 - 二 育児短時間勤務に係る子が養子である場合において、当該子につき離縁又は養子縁組の取消を行ったこと。
 - 三 育児短時間勤務に係る子が養子となったことその他の事情により当該育児短時間勤務をしている職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
 - 四 育児短時間勤務をしている職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児短時間勤務に係る子が小学校就学の始期に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。
 - 五 育児短時間勤務に係る子が小学校就学の始期に達したこと。
 - 六 育児短時間勤務をしている職員が産前休暇、産後の就業制限、育児休業又は介護休業を始めたこと。
- 2 育児短時間勤務をしている職員は、前項第1号から第5号までに掲げる事項が生じたときには、遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

（通常勤務への復帰）

第17条 育児短時間勤務をしている職員は、育児短時間勤務期間が満了したとき又は前条第1項各号に掲げる事項に該当することにより育児短時間勤務が終了したときは、通常勤務に復帰するものとする。

第3節 託児時間

（託児時間の申出）

第18条 職員は、託児時間を取得しようとする期間の初日（以下「託児時間開始予定日」という。）、末日（以下「託児時間終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める託児時間申出書（以下「託児時間申出書」という。）により、理事長に託児時間開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、託児時間を取得することができる。ただし、育児・介護休業法第23条第1項ただし書の規定に基づく協定を締結した場合であつて、当該協定で託児時間を取得することができないものとして定められた職員については、この限りでない。

- 2 理事長は、前項の規定による託児時間の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該託児時間の申出をした職員に対して、医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類の提出を求めることができる。

（託児時間開始予定日の変更の申出等）

第19条 託児時間の申出（以下「託児時間申出」という。）をした職員は、その後当該託児時間申出に係る託児時間開始予定日とされた日の2週間前までに、託児時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該託児時間に係る託児時間開始予定日を1回に限り当該託児時間開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 2 託児時間申出をした職員は、当該託児時間申出に係る託児時間開始予定日とされた日の前日までは、託児時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該託児時間申出を撤回

することができる。

- 3 第6条第3項の規定は、託児時間申出がされなかったものとみなす場合について準用する。この場合において、同項中「育児休業」とあるのは「託児時間」と、「3歳に達する日」とあるのは「中学校就学の始期に達する」と読み替えるものとする。
- 4 職員は、託児時間終了予定日の2週間前までに、託児時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該託児時間に係る託児時間終了予定日を1回に限り当該託児時間終了予定日とされた日後の日に変更することができる。
- 5 第8条の規定は、託児時間の終了について準用する。この場合において、同条中「育児休業期間」及び「育児休業」とあるのは「託児時間」と、「前条」とあるのは「前項」と、「3歳」とあるのは「中学校就学の始期」と、「又は新たな育児休業」とあるのは「又は育児休業」と読み替えるものとする。

(託児時間の取消)

第20条 職員が託児時間により勤務しないこととされた時間において、職員就業規則第26条若しくは任期付職員就業規則第27条に規定する年次有給休暇（以下「年次有給休暇」という。）を取得しようとする場合又は職員就業規則第27条若しくは任期付職員就業規則第28条に規定する特別休暇（以下「特別休暇」という。）若しくは職員就業規則第28条若しくは任期付職員就業規則第29条に規定する病気休暇（以下「病気休暇」という。）を取得する場合には、その時間の託児時間は取り消されるものとする。

第4節 育児時差出勤

(育児時差出勤の申出)

第20条の2 職員は、育児時差出勤をしようとする期間の初日（以下「育児時差出勤開始予定日」という。）、末日（以下「育児時差出勤終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める育児時差出勤申出書（以下「育児時差出勤申出書」という。）により、理事長に育児時差出勤開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、育児時差出勤をすることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による育児時差出勤の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該育児時差出勤の申出をした職員に対して、医師又は助産師が発行する出生証明書等の証明書類の提出を求めることができる。

(育児時差出勤開始予定日の変更の申出等)

第20条の3 育児時差出勤の申出（以下「育児時差出勤申出」という。）をした職員は、その後当該育児時差出勤申出に係る育児時差出勤開始予定日とされた日の2週間前までに、育児時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児時差出勤に係る育児時差出勤開始予定日を1回に限り当該育児時差出勤開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

- 2 育児時差出勤申出をした職員は、当該育児時差出勤申出に係る育児時差出勤開始予定日とされた日の前日までは、育児時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児時差出勤申出を撤回することができる。
- 3 第6条第3項の規定は、育児時差出勤申出がされなかったものとみなす場合について準用

する。この場合において、同項中「育児休業」とあるのは「育児時差出勤」と、「3歳に達する日」とあるのは「小学校就学の始期に達する」と読み替えるものとする。

4 職員は、育児時差出勤終了予定日の2週間前までに、育児時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該育児時差出勤に係る育児時差出勤終了予定日を1回に限り当該育児時差出勤終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

5 第8条の規定は、育児時差出勤の終了について準用する。この場合において、同条中「育児休業期間」及び「育児休業」とあるのは「育児時差出勤」と、「前条」とあるのは「前項」と、「3歳」とあるのは「小学校就学の始期」と、「又は新たな育児休業」とあるのは「又は育児休業」と読み替えるものとする。

第3章 介護休業等

第1節 介護休業

(介護休業の申出)

第21条 職員は、介護をしようとする家族が要介護状態にあること及び当該家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、その期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）、末日（以下「介護休業終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める介護休業申出書（以下「介護休業申出書」という。）により理事長に介護休業開始予定日の2週間前までに申し出ること（以下「介護休業申出」という。）によって、介護休業をすることができる。

(介護休業申出があった場合における理事長の義務等)

第21条の2 理事長は、職員からの介護休業申出があったときは、当該介護休業申出を拒むことができない。ただし、育児・介護休業法第12条第2項において準用する第6条第1項ただし書に基づく協定を締結した場合であって、当該協定で介護休業をすることができないものとして定められた職員からの介護休業申出があった場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において、理事長にその介護休業申出を拒まれた職員（その介護休業申出のうち一部の期間について拒まれた職員を含む。）は、前条の規定にかかわらず、介護休業（一部の期間について拒まれた場合にあつては、当該期間における介護休業）をすることができない。

3 理事長は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して2週間を経過する日（以下この項において「2週間経過日」という。）前の日であるときは、当該介護休業開始予定日とされた日から当該2週間経過日までの間のいずれかの日を介護休業開始予定日として指定することができる。

4 理事長は、介護休業申出又は次条の介護休業申出の撤回若しくは変更の申出がされたときは、次に掲げる事項を職員に速やかに（第3項の規定により介護休業開始日を指定する場合にあつては当該介護休業開始予定日とされた日（その日が介護休業申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあつては、当該3日を経過する日）までに）通知する。

一 介護休業申出、介護休業申出の撤回の申出又は介護休業開始予定日若しくは介護休業終了予定日の変更の申出を受けた旨

二 介護休業開始予定日（第3項の規定により理事長が指定する場合にあっては、理事長の指定する日）及び介護休業終了予定日（次条の規定により介護休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日）（当該介護休業申出を拒む場合を除く。）

三 当該介護休業申出を拒む場合（介護休業申出のうち一部の期間について拒む場合を含む。）にあつては、その旨及びその理由

5 理事長は、介護休業申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該介護休業申出をした職員に対して、医師の診断書等の証明書類の提出を求めることができる。

（介護休業終了予定日の変更）

第22条 介護休業申出をした職員は、介護休業終了予定日の2週間前までに、介護休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護休業申出に係る介護休業終了予定日を1回に限り当該介護休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

（介護休業申出の撤回等）

第22条の2 介護休業申出をした職員は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日（第21条の2第3項の規定による理事長の指定があつた場合にあつては、当該理事長の指定した日。次項において同じ。）の前日までは、介護休業申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護休業申出を撤回することができる。

2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされ、かつ、当該介護を必要とする一の継続する要介護状態に係る対象家族について当該撤回後になされる最初の介護休業申出が撤回された場合においては、その後になされる一の継続する要介護状態に係る当該対象家族についての介護休業申出については、理事長は、第21条の2第1項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。

3 介護休業申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合は、当該介護休業申出はなかつたものとみなす。この場合において、介護休業申出をした職員は当該事項の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

一 介護休業に係る家族が死亡したこと。

二 離婚、婚姻の取消、離縁等により介護休業に係る要介護者と当該介護休業申出をした職員との親族関係が消滅したこと。

三 介護休業申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護休業申出の介護休業開始予定日から介護休業終了予定日までの間、当該介護休業に係る要介護者を介護することができない状態になったこと。

四 介護休業申出をした職員が、産前休暇、産後の就業制限、育児休業又は新たな介護休業を始めたこと。

（介護休業の終了）

第23条 介護休業終了予定日とされた日（第22条の規定により当該介護休業終了予定日を変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）の前日までに、前条

第2項各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合は、介護休業期間は、当該事項の生じた日（第4号に掲げる事項が生じた場合にあっては、その前日）に終了するものとする。

2 介護休業をしている職員は、前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項が生じたときには、遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

（職務復帰）

第24条 介護休業をしている職員は、介護休業期間が満了したとき又は前条第1項各号に掲げる事項に該当することにより介護休業が終了したときは、職務に復帰するものとする。

（介護休業中の身分等）

第25条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。い

第2節 介護部分休業

（介護部分休業の申請）

第25条の2 職員は、介護部分休業を取得しようとする期間の初日（以下「介護部分休業開始予定日」という。）、末日（以下「介護部分休業終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める介護部分休業申請書（以下「介護部分休業申請書」という。）により、理事長に介護部分休業開始予定日の2週間前までに申請し、承認を受けたときに介護部分休業をすることができる。

2 理事長は、前項の規定による介護部分休業の申請（以下「介護部分休業申請」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該介護部分休業申請をした職員に対して、医師の診断書等の証明書類の提出を求めることができる。

（介護部分休業終了予定日の変更）

第25条の3 介護部分休業申請をした職員は、介護部分休業終了予定日の2週間前までに、介護部分休業申請書により理事長に申請し、承認を受けたときに、当該介護部分休業申出に係る介護部分休業終了予定日を1回に限り当該介護部分休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

（介護部分休業の撤回等）

第25条の4 介護部分休業申請をした職員は、介護部分休業開始予定日とされた日の前日までに、介護部分休業申請書により理事長に申請し、承認を受けたときに、介護部分休業申請を撤回することができる。

2 介護部分休業申請がされた後、介護部分休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合は、当該介護部分休業申請は、されなかったものとみなす。この場合において、介護部分休業申請をした職員は、当該事項の発生後遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

一 介護部分休業に係る要介護者が死亡したこと。

二 離婚、婚姻の取消、離縁等により介護部分休業に係る要介護者と当該介護部分休業申請をした職員との親族関係が消滅したこと。

三 介護部分休業申請をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該介護部分休業申請の介護部分休業開始予定日から介護部分休業終了予定日までの間、当該介護部分休業に係る家族を介護することができない状態になったこと。

四 介護部分休業申請をした職員が、産前休暇、産後の就業制限、育児休業、出生時育児休業又は介護休業を始めたこと。

(介護部分休業の終了)

第25条の5 介護部分休業終了予定日とされた日（第25条の3の規定により当該介護部分休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の介護部分休業終了予定日とされた日）の前日までに、前条第2項各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合は、介護部分休業期間は、当該事項が生じた日（第4号に掲げる事項が生じた場合にあつては、その前日）に終了するものとする。

2 介護部分休業をしている職員は、前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項が生じたときには、遅滞なく、理事長にその旨を届け出なければならない。

(介護部分休業の取消)

第26条 職員が介護部分休業期間中に勤務しないこととされた日及び時間において、年次有給休暇、特別休暇又は病気休暇を取得する場合には、その取得に係る時間の介護部分休業は取り消されるものとする。

第3節 介護時間

(介護時間の申出)

第26条の2 職員は、介護時間を取得しようとする期間の初日（以下「介護時間開始予定日」という。）、末日（以下「介護時間終了予定日」という。）等を記載したDE I 人事部長が別に定める介護時間申出書（以下「介護時間申出書」という。）により、理事長に介護時間開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、介護時間を取得することができる。

2 理事長は、介護時間の申出（以下「介護時間申出」という。）について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該介護時間申出をした職員に対して、医師の診断書等の証明書類の提出を求めることができる。

(介護時間開始予定日の変更の申出等)

第26条の3 介護時間申出をした職員は、その後当該介護時間申出に係る介護時間開始予定日とされた日の2週間前までに、介護時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時間に係る介護時間開始予定日を1回に限り当該介護時間開始予定日とされた日前的日に変更することができる。

2 介護時間申出をした職員は、当該介護時間申出に係る介護時間開始予定日とされた日の前日までは、介護時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時間申出を撤回することができる。

3 介護時間申出がされた後介護時間開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合は、当該介護時間申出は、されなかったものとみなす。

一 介護時間申出に係る要介護状態にある家族が死亡したこと。

二 離婚、婚姻の取消、離縁等により要介護者と介護時間申出をした職員との親族関係が消滅したこと。

三 介護時間申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該介護時間申出をした職員と同居しないこととなったこと。

四 介護時間申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、要介護者を介護時間終了予定日までの間、介護することができない状態になったこと。

4 職員は、介護時間終了予定日の2週間前までに、介護時間申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時間に係る介護時間終了予定日を1回に限り当該介護時間終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

5 第23条の規定は、介護時間の終了について準用する。この場合において、同条中「介護休業期間」及び「介護休業」とあるのは「介護時間」と、「第22条」とあるのは「前項」と、「介護休業終了予定日」とあるのは「介護時間終了予定日」と、「前条」とあるのは「第22条の2」と、「又は新たな介護休業」とあるのは「又は介護休業」と読み替えるものとする。

(介護時間の取消)

第26条の4 職員が介護時間の取得により勤務しないこととされた時間において、年次有給休暇、特別休暇又は病気休暇を取得する場合には、その取得に係る時間の介護時間は取り消されるものとする。

第3節 介護時差出勤

(介護時差出勤の申出)

第26条の5 職員は、介護時差出勤をしようとする期間の初日（以下「介護時差出勤開始予定日」という。）、末日（以下「介護時差出勤終了予定日」という。）等を記載したDEI人事部長が別に定める介護時差出勤申出書（以下「介護時差出勤申出書」という。）により、理事長に介護時差出勤開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、介護時差出勤をすることができる。

2 理事長は、前項の規定による介護時差出勤の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該介護時差出勤の申出をした職員に対して、医師の診断書等の証明書類の提出を求めることができる。

(介護時差出勤開始予定日の変更の申出等)

第26条の6 介護時差出勤の申出（以下「介護時差出勤申出」という。）をした職員は、その後当該介護時差出勤申出に係る介護時差出勤開始予定日とされた日の2週間前までに、介護時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時差出勤に係る介護時差出勤開始予定日を1回に限り当該介護時差出勤開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 介護時差出勤申出をした職員は、当該介護時差出勤申出に係る育児時差出勤開始予定日とされた日の前日までは、介護時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時差出勤申出を撤回することができる。

3 第26条の3第3項の規定は、当該介護時差出勤申出がされなかったものとみなす場合について準用する。この場合において、同項中「介護時間」とあるのは「介護時差出勤」と読み替えるものとする。

4 職員は、介護時差出勤終了予定日の2週間前までに、介護時差出勤申出書により理事長に申し出ることによって、当該介護時差出勤に係る介護時差出勤終了予定日を1回に限り当該

介護時差出勤終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

- 5 第23条の規定は、介護時差出勤の終了について準用する。この場合において、同条中「介護休業」及び「介護休業期間」とあるのは「介護時差出勤」と、「第22条」とあるのは「前項」と、「前条」とあるのは「第22条の2」と、「又は新たな介護休業」とあるのは「又は介護休業」と読み替えるものとする。

第4章 所定外、時間外及び深夜労働の制限

(所定外労働の制限)

第27条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（標準時間制により勤務する職員に限る。以下この条及び次条において同じ。）が当該子を養育するため又は要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、所定労働時間を超える勤務（以下「所定外労働」という。）をさせてはならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、職員は当該請求をすることができない。

- 一 研究所の業務の正常な運営に支障があるとき。
 - 二 育児・介護休業法第16条の8第1項の規定に基づく協定を締結した場合であって、当該協定で所定外労働の制限の請求をすることができないものとして定められた職員であるとき。
- 2 前項の規定による請求は、その期間中は所定外労働をさせてはならないこととなる一の期間（1月以上1年以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（以下この条において「制限終了予定日」という。）とする日を記載したDE I人事部長が別に定める所定外労働制限請求書により、2週間前までに理事長に請求しなければならない。この場合において、この項前段に規定する制限期間については、次条第2項前段に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 3 第1項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事項が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。
- 一 請求に係る子又は要介護者が死亡したこと。
 - 二 請求に係る子が養子である場合において、当該子につき離縁若しくは養子縁組の取消を行ったこと又は請求に係る要介護者が離婚、婚姻の取消、離縁等により職員との親族関係が消滅したこと。
 - 三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした職員と同居しないこととなったこと。
 - 四 請求をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る子又は要介護者を制限終了予定日までの間、養育又は介護することができない状態になったこと。
- 4 次の各号（要介護者を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合にあっては、第2号を除く。）に掲げるいずれかの事項が生じた場合には、制限期間は、当該事項が生じた日（第3号に掲げる事項が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。
- 一 制限終了予定日の前日までに、前項各号のいずれかの事項が生じた場合

- 二 制限終了予定日の前日までに、請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、請求をした職員が第1項に規定する職員に該当しなくなったこと。

(時間外労働の制限)

第28条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、制限時間（1月について24時間、1年について150時間をいう。次項において同じ。）を超えて時間外労働をさせてはならない。

2 前項の規定による請求は、その期間中は制限時間を超えて労働させてはならないこととなる一の期間（1月以上1年以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（以下この条において「制限終了予定日」という。）とする日を記載したDEI人事部長が別に定める時間外労働制限請求書により、2週間前までに理事長に請求しなければならない。この場合において、この項前段に規定する制限期間については、前条第2項前段に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、この条の規定による時間外労働の制限について準用する。

(深夜労働の制限)

第29条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、業務の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から翌日午前5時までの間の勤務（以下「深夜労働」という。）をさせてはならない。

2 前項の規定による請求は、その期間中は深夜労働をさせてはならないこととなる一の期間（1月以上6月以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（以下この条において「制限終了予定日」という。）を記載したDEI人事部長が別に定める深夜労働制限請求書により、2週間前までに理事長に請求しなければならない。

3 第27条第3項及び第4項の規定は、この条の規定による深夜労働の制限について準用する。

附 則（20規程第12号・全部改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前にこの規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員育児休業、介護休業等に関する規程（17規程第23号。以下「旧規程」という。）の規定によりされた申出、承認その他の行為は、この規程の相当規定によりされた申出、承認その他の行為とみなす。

3 この規程の施行の際現に提出され又は交付されている旧規程に定める様式による申出書等は、この規程に定める相当様式による申出書等とみなす。

4 この規程の施行の際現にある旧規程に定める様式による申出書等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（22規程第12号・一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（22規程第61号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（24規程第50号・一部改正）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（26規程第18号・一部改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（28規程第5号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第71号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所育児休業、介護休業等に関する規程（以下「旧規程」という。）第21条の規定により介護休業を申し出た職員であって、第1条に規定する施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休業の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休業に係るこの規定による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所育児休業、介護休業等に関する規程第21条に規定する介護休業の日数については、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの日数とする。

2 この規程の施行日前に旧規程の規定によりされた申出、承認その他の行為は、この規程の相当規定によりされた申出、承認その他の行為とみなす。

3 この規程の施行の際現に提出され又は交付されている旧規程に定める様式による申出書等は、この規程に定める相当様式による申出書等とみなす。

4 この規程の施行の際現にある旧規程に定める様式による申出書等の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則（令03規程第23号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第18号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

（育児休業に関する経過措置）

第2条 この規程の施行の前日に開始した育児休業（当該育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、職員が当該子を養育するためにする最初の育児休業に限る。）は、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所育児休業、介護休業等に関する規程第4条第1項ただし書の規定の適用については、同条第1項の規定による申出によりした第3条第1項第13号に規定する出生時育児休業とみなす。

附 則（令05規程第14号・一部改正）

この規程は、令和5年7月27日から施行する。

附 則（令05規程第29号・一部改正）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令06規程第48号・一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。